

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N°607**  
2021・9・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 「黒い雨」訴訟・広島高裁判決が確定……………竹森雅泰  
「航空自衛隊新田原基地爆音訴訟」判決報告……………西田隆二  
「表現の不自由展かんさい」弁護士の果たした役割……………岩佐賢次  
2021年度執行部半日合宿報告……………吉田悌一郎

**シリーズ 憲法を知るための12作品**

- 平野啓一郎著『私とは何か「個人」から「分人」へ』……………大井淳平  
【シリーズ全国リレー・千葉】  
コロナ禍で模索する千葉支部……………船澤弘行  
『桜を見る会』を追求する法律家の会』の取り組み  
「桜を見る会」申入れと第3次告発報告……………大山勇一  
【議長トーク】「私の実務修習（弁護士修習）」……………上野 格



京都・智積院

# 「黒い雨」訴訟・広島高裁判決が確定

広島 竹森 雅泰  
 (「黒い雨」訴訟弁護団事務局長)

## 一 はじめに

二〇二二年七月一四日、広島高等裁判所第三部(西井和徒裁判長)は、「黒い雨」訴訟に関し、広島市長・広島県知事・厚生労働大臣(以下「控訴人ら」)による控訴を棄却し、原告ら八四名全員について被爆者健康手帳の交付等を命じた広島地裁判決を維持した。

## 二 広島高裁判決の意義

(1) 控訴人らは、被爆者援護法(以下「法」)一条三号に関する、①長崎被爆体験者訴訟で示された司法判断との違い、②同号該当性を裏付ける科学的知見の不十分さを主たる控訴理由としていた。

(2) まず①について、本判決は、長崎被爆体験者訴訟や原判決と同様に、法一条三号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」とは、「原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者」と解するのが相当であると判示した。のみならず、ここでいう「可能性がある」とは、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解されると判示して、法の趣旨をより明確にした。

これは、法が、原爆投下の結果生じた放射能に起因する健康被害が特殊であり、特殊な健康被

害について戦争遂行主体である国の責任によって救済を図るという国家補償的配慮に基づくこと、被爆者に対する健康管理と治療に遺憾なきようにするために制定されたこと等を踏まえたものであり、被爆者援護法の法的性質や理念を踏まえた的確な解釈と評価できる。

(3) 次いで②について、本判決は、前記解釈を前提として、法一条三号に該当すると認められるためには「特定の放射線の曝露態様の下にあったこと、そして当該曝露態様が原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」を立証することで足りるとし、科学的知見はそのような観点から用いるべきと判示した。これは、被爆者認定について、原爆症認定と同様の科学的証明を要求する控訴人らの主張を排斥し、疾病の発症の不安におびえる被爆者に対し適切な健康診断を行うことによりその不安を一掃するという法の理念を踏まえ、被爆者の認定にあたっては、「疑わしきは申請者の利益に」という方針で臨むべきことを明示したものと見える。

そして、原爆投下直後から現在まで集積された調査報告等の科学的知見を踏まえれば、優に、「広島原爆の投下後の黒い雨に遭った」という曝露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、黒い雨に直接打たれた者は無論のこと、たとえ黒い雨に打たれていなくて



広島高裁判決全面勝訴の一報を喜ぶ原告ら

も、空气中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったと判示し、原判決よりもより明確に内部被曝による健康被害の可能性を明示したのである。

(4) さらに、③ 原判決が、法一条三号による被爆者認定には、黒い雨の曝露だけでなく、疾病の発症が必要であると判示していたのに対し、本判決は、疾病の発症を要件から除外した。

この点、黒い雨による被爆類型について、国は、

法附則一七条に基づき、黒い雨降雨域のうち強い雨が降ったとされる大雨地域を第一種健康診断特例区域に指定する健康診断特例措置の対象とし、加えて、四〇二号通達に基づき、健康診断の結果、原爆との関連が想定される疾病があると診断された場合に初めて法一条三号に該当する被爆者として取り扱ってきた。法一条各号の他の被爆類型、すなわち直接被爆者(原爆投下時に爆心地から概ね五km以内にいた者)、入市被爆者(原爆投下後二週間以内に爆心地から二km以内に入った者)、救護被爆者(被災者を救護・看護した者)は、疾病の発症を要件とすることなく被爆者認定されることと対比すると、黒い雨被爆者は疾病の発症という要件が加重され、さらに大雨地域外の黒い雨被爆者は援護対象から完全に除外され、二重の意味で差別されてきた。しかし、本判決は、疾病の発症という要件を取り払い、さらに大雨地域外の黒い雨降雨域についても黒い雨が降った蓋然性が認められるとして、黒い雨被爆者を他の被爆類型と同様に法一条三号の被爆者としなければならないと判示したのである。

### 三 広島高裁判決確定までの取り組み

(1) 原告団・弁護士・支援する会は、本判決の翌日一五日には広島市長・広島県知事に、一六日には厚生労働大臣に対し、原告ら全員に被爆者健

康手帳を速やかに交付すること、本判決を踏まえ全ての黒い雨被爆者を速やかに救済するよう申入れを行った。

申入れを受けて、広島市長・広島県知事は早々に上告をしたくない意思を表明し、あとは政府・厚生労働省の判断となった。

(2) そこで、世論を喚起すべく、増田雨域の提唱者・増田善信博士の発案により、一八日夕刻より、インターネットサイト「change.org」を用いて、「控訴人らは上告しないで下さい」という賛同署名を募った。一三日に厚生労働省が市や県に上告を要請したとの報道がされると、それに呼応して賛同者が増え、わずか一週間の間に八四四〇名の賛同を得て、署名を提出した。

(3) 黒い雨被爆者を救済せよという被爆地からの声と世論を受け、菅総理は、二六日に上告断念を表明、翌二七日には総理大臣談話を閣議決定し、原告らに被爆者健康手帳を速やかに発行すること、同じ状況にあった方々を、訴訟の参加・不参加にかかわらず、認定し救済できるよう、早急に対応を検討することを表明した。

(4) 八月二日以降、原告らが四〇年以上待ちわびた被爆者健康手帳が交付された。安堵すると同時に、残された課題である原告ら以外の黒い雨被爆者の救済を早期に実現するよう求め、注視していく所存である。

# 「航空自衛隊新田原基地爆音訴訟」判決報告



宮崎 西田 隆一

1

航空自衛隊新田原基地における戦闘機の爆音に六〇年近く悩まされてきた田舎の爺ちゃん、婆ちゃん達が「村八分」覚悟で立ち上がり、二〇一七年二月、夜間等の飛行差止め、そして損害賠償（過去だけでなく将来請求も）を求めて提訴に踏み切った。二次提訴も含めて一七八名の勇気ある行動だった。

2

新田原基地は、宮崎県中央部の新富町にある航空自衛隊の基地である。戦前から軍の航空基地があり、戦後、航空自衛隊操縦学校分校として再開されたが、「操縦学校」という名のおり、未熟なパイロットによる墜落事故が頻発した。近隣住宅地に墜落し、パイロット一人が死亡、民家が全焼、近くで車を運転していた人が車ごと吹き飛ばされ大やけどを負うという痛ましい事故も起き

ている。周辺住民の記憶に今でも強く残っている。

教育隊であるがゆえに、飛行回数、複数機での離着陸の繰り返し、タッチ&ゴーの多さ等が目立つ。我々も驚いたのだが、他の米軍基地などと比較しても、騒音発生回数、ピーク時騒音等「ひけをとらない」数字が並ぶ。

3

これほどの爆音がなぜ今までとりあげられなかったか。基地所在地新富町における自衛隊の比重の重さが背景にある。実に町の人口（約二万五〇〇〇人）の一割の数の自衛隊員がおり、家族や縁者を合せると自衛隊に関係のない人をさがす方が難しいのである。ハードルは高かった。そのような中、二〇一六年二月、防衛省が突如「コンター」（騒音補償区域の内外・補償の程度を定める境界線）の見直しをする旨の報道があり、

賠償をしないどころか補償区域まで狭めようとする国の態度に住民の不満が爆発した。特に大きな影響を受ける西都市議会が「飛行差止めの運動も

辞さない」旨の議会決議をするなど厳しく反対の声が上がった。毎年実施される「航空ショー」に来賓として招待されていた周辺二市三町の首長が参加を拒否するなど断固とした姿勢が示された。このような流れを受けて、全国爆音訴訟弁護団事務局長の神谷誠弁護士を迎えて講演会、意見交換会を行うなどし、一気に訴訟の機運が盛り上がった。

4

二〇一七年一月に正式に弁護団を立ち上げた。興味を示す若手弁護士が手を挙げてくれ、実働として常時二〇名以上の弁護士が活動してきた。弁護団のうち二三名が六〇期台という清新な構成となっている。

5 当然ながら、先行訴訟の手助け無しに提訴はできなかった。全国の先行訴訟から、様々な資料の提供を受け、原告をどう集めるか、原告団をどう組織するか、とにかく一から教えてもらった。

とはいえ、あくまで地元新田原基地の訴訟である。なにより実際の地元の被害を浮き彫りにすることが肝であることは当然だった。とにかく事実を積み上げることが心掛けた。全世界帯を分担してまわり、訴えを陳述書にまとめた。健康被害については、個別にアンケートをとり、難聴、高血圧、睡眠障害、生活妨害等、個別に集計をとって、実情を訴えた。一台三〇万以上する騒音測定器を購入して、代表的な原告の自宅を何回も訪問して、測定を実施し、報告書にまとめた。弁論期日では、毎回原告の意見陳述を求めた。裁判所が「またですか」とやや消極的な発言をするようになっても求め続けた(笑)。現地進行協議も行い、裁判官に実際に爆音を体験してもらった。

6 提訴から三年六カ月を経た二〇二二年六月二八日、判決が言い渡された。最も重視した差止めは認められなかったが、住民の精神的

損害については、先行訴訟の到達点をほぼ踏まえたいレベルで認容された。自衛隊の戦闘機の騒音が「違法」と認定されたのだ。

一部認定されなかった原告もおり、思い半ばではあるものの、田舎の爺ちゃん、婆ちゃん達に周りに気を使いながら恐る恐る立ち上がり勝ち取った「勝利判決」だった。

これまで裁判や運動など全く関わったことのない原告団の一人が、判決後次のように語りかけてきた。「冷ややかに見ていた人達から『やったね』『すごいね』『国に勝てるんだね』と言われた。ここまでやってきてよかった。これまで取材を受けても匿名にしてもらっていたがもうそんな必要はない。これからは名前を出してもらいます」。

まだまだ道は長い、これからも共に闘っていくという確信を弁護団も共有している。

7 全国に多くの自衛隊基地があり、そこに住民がいる。「沖繩の基地機能の一部移転」と称して、米軍による基地利用が企まれている。新田原では米軍弾薬庫の建設が進み、最新鋭のステルス戦闘機の配備も強引に進められようとしている。この裁判を機に、全国の自衛隊基地で次々に爆音訴訟が取り組まれ、これらの動きに楔を打ち込むことを願っている。

8 最後に、田舎の爺ちゃん、婆ちゃん達を東ねて、村八分覚悟で原告団を組織してこられた黒木義博団長のことを紹介しておきたい。

とにかく肝の据わった人物で、顔は怖い、笑うと人懐っこい。人がついてくるはずだ。提訴後も常に先頭に立って弁護団の要請に応え、全体をまとめてこられた。そのような団長が、昨年(二〇二〇年)九月、現地進行協議期日や原告本人尋問という裁判の山場を目前にして、急性白血病と診断され、余命四カ月の宣告を受けた。気丈な人だけに、事務局会議で、自分の言葉で病状を語られた。そして、その後もじつとすることはなかった。予定されていた原告本人尋問こそ回避したが、二月二日の結審弁論の際には、たつての望みで意見陳述をされた。自分の裁判にかける思い、地元への愛情を切々と語られ、「命ある限り闘う」と胸を張って宣言された。強い意志が病をどこかに押しやったのだろう。余命はとくに過ぎていくはずの二〇二二年六月二八日、病床ではあったが判決の結果を聞かれた。電話での声は、相変わらず野太い声で、「差止めまでは頑張りゃね」という言葉が今でも耳に残っている。ぎりぎりまで闘いと闘い、病と闘われた黒木団長だったが、さる七月二七日、逝去された。その熱い思いは我々に託された。心より冥福を祈るとともに、遺志を継ぐことをここに誓いたい。

# 二〇二二年度執行部 半日合宿報告

事務局長  
吉田悌一郎

二

○二年八月三日火曜日、青法協本部にて、青法協執行部半日合宿を開催した。

Zoomによるweb参加がメインであったが、全国各支部の支部長や事務局長ほか多くの会員に

ご参加いただき、日頃の活動報告と、今後の展望を議論した。

会議参加者は、一七支部、合計二六名(各支部より一八名の参加、本部役員八名)と、webの活用により、この時期でも全国から多くの参加を実現することができた。

### 今

回の執行部半日合宿は、次のようなテーマで、各支部から活発な発言がなされた。すなわち、①青法協の将来問題―将来も発展できる青法協とするために何ができるか(・新会員獲得のために・既存会員の末永い維持のために・財政問題・人権活動と経営の両立)、②各地の取り組みの詳細報告を聴き刺激を受ける(・例会、企画の取り組み・若手の取り組みに対する金銭的支援・本部に望むこと)、③青法協全体及び各会員の活性化(・活動報告の方法・全国ミーティング、総会、支部企画のあり方、オンラインの活用)など。

紙面の都合上、その全てを紹介できないが、可能な限りご紹介したい。

### ま

ず、元気いっぱい京都支部からは、コロナ禍でも毎月例会を開催しており、支部のTwitterを活用して宣伝活動を行っているとの報告があった。また、会員内部の情報交換や連絡ツールとして、支部のグループLINEを作り、若手を中心とした連絡手段を確立しているとのこ

とであった。また、例会の内容も、一年目の新人弁護士的事件簿と題して、一年目でのような事件を担当したか、新人弁護士の生活にも密着して、魅力的な例会を開催しているとのことであった。

同じく元気なあいち支部からは、毎月一回の事務局会議と学習会を、オンラインとリアル併用で行っているとの報告があった。また、女性会員が中心となって、一般市民向けのジェンダーカフェなどの取り組みも行っているとのことであった。また、新人獲得のための事務所説明会を、東海三県(愛知県、岐阜県、三重県)で呼びかけ、六事務所が参加、修習生三名が参加したとのことであった。

さらに、支部総会では、共同親権をテーマにした講演会や、若手支援のあり方を考える企画などが行われ、全国ミーティングに参加することを希望する学生などに対する財政支援も計画しているとのことであった。

さらに、大阪支部からは、コロナ禍で修習生や学生とリアルでのつながりが難しい中、支部のホームページやTwitterなどを用いてつながりを作る工夫を行っているとのことであった。定例で開催している例会でも、多くの若手会員の参加を促すべく、特徴のある企画+実務で役立つ企画も意識して行っているとのことであった。

三重支部からは、自由法曹団や労働弁護団とメンバーが重複していることもあり、コロナ前はこれらの団体と一緒に忘年会や暑気払いを行い、そこで勉強会もセットにして修習生を招く活動をやっていたとの報告があった。ただ、昨今のコロナの状態で、最近はできていないそうである。

北陸支部からは、青法協の会員が金沢大学の法科大学院の講師をしている関係で、こうしたロースクール生と青法協との接点を作ることができな

いか、模索中であるとの報告がなされた。また、コロナ前は、例会や懇親会を定期的に開催し、そこに修習生やロースクール生を招いて活動していたが、コロナ禍になってから、そのような活動ができず、こうした修習生等との接点を持つことが難しくなっている支部の報告が複数なされた。

### こ

ロナの影響で、リアルのイベントが今後制限されることが予測される中、いかに修習生や学生と接点を持ち、そこから支部活動の活性化につなげていくかということが、これからの課題であることが浮き彫りとなった。

また、地域によっては、そもそも青法協会員の数が少なくなっており、定期的な例会等もなくなっている支部が散見された。今後、このような支部の活動をどのように盛り上げていくか、そのた

めに本部としても何ができるか、これも引き続き重要な検討課題である。

このような次第で、半日という限られた時間であり、またオンラインではあったが、多くの全国

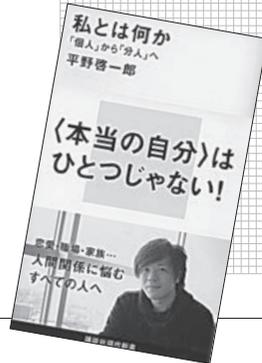
各地からの発言と意見交換がなされ、大変充実した半日合宿となった。

シリーズ  
憲法を知るための  
12作品

平野啓二郎著

『私とは何か「個人」から「分人」へ』

東京 大井 淳平



『私とは何か』

「個人」から「分人」へ

二〇二二年九月一四日刊行

著者：平野啓二郎

出版社：講談社現代新書

定価：九二四円

新書判 一九二頁

1 はじめに

本シリーズではこれまで多くの憲法に関する、大変示唆に富む書籍が紹介されてきた。いずれも、現実の社会問題・憲法問題に対して考える契機となるものであった。今回は少し趣向を変え、私自身が、憲法における根本原理である個人主義（「個人の尊重」原理）について考える契機となった本書を紹介したい。

2 憲法における個人主義

「憲法で最も重要な条文はなにか？」という問いに対しては、憲法二三条を挙げる法律家が多い。

憲法二三条は、前段において「すべて国民は、個人として尊重される」という個人主義を規定し、それを受け、後段において包括的人権規定である幸福追求権が規定されている。

個人主義は、「集団のために個人が存在するのではなく、どんな集団も個人のために存在する」という価値観のことであるとされ（注1）、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権という三大原理の根底にある価値観であるとされる。また、戦前の全体主義の考え方を否定することが憲法上明示されたという点できわめて重要な条文であることは疑いない。

しかし、ここで想定されている「個人」とはいか

なるものであるか、どのような人間像を想定しているかは条文からは必ずしも明らかでない。「個人として尊重される」といつてもどのような存在として尊重されるのが疑問として生じてくるのである。

憲法学における代表的見解は、「自分の人生を自分で切りひらいていく意志と判断力をもった理性的存在」であるとか（注2）、「自己愛に満ち、自己愛を最大化する存在」であるなどとする（注3）。

3 分割不可能な個人？

憲法の掲げる個人主義の影響からか、戦後の

学校教育においても「個性の尊重」が謳われ、「個性を伸ばしなさい」「自分らしく生きなさい」という教育が行われ、私自身もそのように教わってきた。しかし、多感であり自己のアイデンティティについて悩む青少年であった私は、「個性」とか「自分らしさ」などわからず、圧迫感のある言説として受け止められた。そこでは、「個人」とは、「揺るぎない、確固たる存在」であることが前提とされ、周囲に影響を受けない「本当の自分」を見つけることを強要されているかのようになり、(少なくとも私は)受け取ったのである。前記の憲法学説もおそらくこのような「個性」「個人」についての理解を前提としていると思われる。

#### 4 分人主義

前述したような「個人」の理解について疑問を投げかけているのが本書である。著者は、分割不可能なたったひとつの「本当の自分」などなく、対人(対物)関係ごとに見せる複数の顔(著者はそれぞれの顔を「分割できる存在」ということで「分人」と呼ぶ)が、すべて「本当の自分」であるという(七頁)。そして、その人らしさ(個性)というものは、その複数の分人の構成比率によって決定されるという(八頁)。こうした著者の人間性の捉え方を「分人主義」という。本書では、分人主義の考え方を切り口に、人間関係や愛とは何

か、死についてなど様々な問題を本書で論じている。

たしかに、私の実感としても、弁護士として依頼者と接している自分と、大学時代の友人と接している自分、実家の両親と接している自分はそれぞれ話し方や話題、人となりも(密接に関係し合っているものの)異なっているように思う。

著者は、誰しも「八方美人」であるとか、「裏の顔がある」といったことを言っているのではない。

他者の存在とは無関係な「本当の自分」などありえず、良くも悪くも他者の影響を受けながら、他者との関係性・相互作用の中で自己の人格が形成されていくのである。

著者は、一つの分人がうまくいかず、その分人を生きたくないと感じても、人間は別の分人を足場に生きていくことができるという。実際、私自身も中学生時代、学校では苦しいことが多く、塾での分人を足場にして生きていた。こうした考え方が救いとなる人も多いだろう。

#### 5 憲法と分人主義——結び

分人主義の考え方からすれば、人格形成の過程は、「さまざまな人やモノと出会い、分人が生成され、その構成が変動していく過程」と理解することができるだろう。憲法二三条の「個人の尊重」は分割可能な分人の総体としての個人を尊重

すべきとして理解することができる。幸福追求権は通説では、人格的生存に不可欠な利益を憲法上の権利として保障する趣旨であるとしているが、こうした考え方からすれば、その核心は、「さまざまな人やモノとの出会い・コミュニケーション」や「分人の構成比率(ウェイト)の置き方の決定」にあると考えられる。

思えば、私自身の弁護士になりたいと考えていた部分も、小学校時代の教師や、両親、それから本との出会いの中で形成された分人といえる。私自身の「分人」をより豊かに、より多様なものとするためにも、人や本などのモノとの出会い・コミュニケーションを大切にしていきたいと本書を読んで改めて感じた次第である。

なお、著者の近年の小説にも「分人主義」の考え方が大きく反映されており、ストーリーもよく練られていることに加え、さまざまな社会問題に対する深い考察もあり、おすすめである。

(注1) 渋谷秀樹・赤坂正浩『憲法1人権』第三版

(有斐閣・二〇〇八) 二二〇頁

(注2) 同

(注3) 同 二二二頁



千葉支部

# コロナ禍で模索する千葉支部

千葉 船澤 弘行

## 一 はじめに

皆様はじめまして。青年法律家協会千葉支部事務局長の船澤弘行です。昨年(二〇二〇年)、日本国憲法下で初めての緊急事態宣言が出され、それが解除された後の七月末、前任の井出達希弁護士から事務局長を引き継ぎました。最初の仕事が、新型コロナウイルス禍で一気に利用が広がったビデオコミュニケーションサービスである「Zoom」で例会や役員会のホストを務めるというもので、戸惑うことが多かったところです。

千葉支部の現況を簡単にご紹介しますと、支部会員が約四八人中堅支部で、千葉市内に会員の大半の事務所があり、続いて東京に隣接する船橋市、市川市、松戸市内等にも会員事務所は点在します。千葉県内の観光地としても知られる銚子方面や館山方面には支部会員事務所はありません。年に一度の支部総会や定期的に開く例会の後、会員がつれだつて市内の小料理屋に赴き、あれこれ話すが支部活動の楽しみの一つです。

また、数年前には、千葉支部で一部旅費を負担し、会員複数が沖縄県の戦跡や辺野古埋め立て地等を訪問することがありました。のどかなサトウキビ畑の中に点在する沖縄県民が自決を強いられたガマ(自然壕)、人家に隣接する世界一危険とも言われる普天間飛行場、極東最大の軍事飛行場

嘉手納基地、美しい辺野古の海を埋め立てる土砂をつんだタンクカーの長大な渋滞等の現場を訪問し、改めて青年法律家協会の設立趣意書冒頭の「平和」それは、つねに人類の渴望してやまないものが、今も生命力をもつ文章であることを理解致しました。

他方、千葉支部では、会員の高齢化やその他の理由から、会員が徐々に減り、新人会員がなかなか増えないという傾向が続いています。他の支部とも共通する悩みだろうと思います。

昨年始めから広がった新型コロナウイルス感染拡大によって、千葉支部の活動も大きく制限を受けました。ただ、前に進むため、新たな取り組みを始めたことも以下でご紹介致します。

## 二 制限される支部活動

### ( Zoom の活用

ご存じのように、首都圏の一角を占める千葉県は、東京のベッドタウンという側面もあり、東京都内の新型コロナウイルス陽性者の増加と連動する関係にあります。そのため、県内にも度々緊急事態宣言が出されており、千葉県弁護士会や当支部の活動も大きな影響を受けてきました。

千葉支部では、従来、ホットな人権課題や会員の活動を紹介する二カ月おきの例会、毎月の事務局会議を開いておりました。しかし、例会等の会

場として用いてきた千葉県弁護士会会館が、感染予防対策で人数制限等を受ける等したため、千葉支部でZoomの有料契約を行い、例会や事務局会議をオンラインで開くことが多くなりました。

ただ、操作がもつとも容易と言われるZoomであっても、その使用が難しい会員もいらつしやいますし、なにしろホスト役の私自身も操作や設営が手探りでした。そのため、完全にオンラインで支部活動を行うのではなく、一応会場を抑えて開催しつつ人は多く集めないためにオンラインも併用する変則的な形で例会や役員会議を開いてきました。

やむを得ないとはいえ、Zoom開催ばかりですと、会員相互の顔が見えづらくなり、それぞれの悩みや愚痴も言いつらい等の弊害を感じています。

他方で、Zoomによる例会開催により、遠隔地の会員や子育て中の会員が参加しやすいう、明らかなメリットもありました。

今後は、新型コロナウイルス感染が収まったとしても、ITを利用した支部活動は継続したいと考えており、多くの会員が例会等に参加できるように模索していきたいところです。

この間、新型コロナウイルス感染拡大による様々な活動の制限を受けるなかにおいても、支部会員が個々に、新型コロナウイルスなんでも相談

会、原発避難者訴訟、年金訴訟、LGBTs、死刑廃止運動、水源地産廃場差止訴訟等に積極的に取り組んできました。

### 三 新たな取り組み

#### 「若手に決定権限を

千葉支部は、これまでの支部事務局や会員の努力により、支部財政は安定しています。半面、活動のマンネリ化、青法協に加入しているメンバーが感じられない、退会者が毎年といった状況も長年続いていきます。

たしかに、支部の定期例会や会員各自の人権擁護活動は活発ですが、青法協千葉支部に加入しているからこそ活動は少ない気がします。

そのため、本年八月二日の支部総会にて、足立啓輔会員(六七期)や土居太郎会員(六八期)など、様々な人権擁護活動に熱心に取り組みながらも、マンネリ化する支部活動に問題意識をもっている若手会員五名からなる「支部活動活性化PT(仮)」を結成することとなりました。

支部総会で決めたことはただひとつ、彼らが決めたことに否は言わない。必ず実行するです。

新型コロナウイルス感染拡大で世界中の国や地域が苦しんでいます、その中でも比較的新型コロナウイルス対策が功を奏している国々は、リーダーが科学的合理的判断が出来、対策立案の際に

はしがらみにとらわれず判断できている国が多いと思われま。千葉支部でも、支部活動の活性化と魅力ある千葉支部再構築のためには、前例踏襲ではない新たな処方箋が必要と考えました。支部活動活性化PTでは、早速八月末に第一回の打ち合わせ兼Zoom懇親会を開いたようです。今後、どんな改革案が出てくるのか期待を込めて待つていところ。です。

会員のみなさまへ

## 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

「桜を見る会」を追及する法律家の会」の取り組み

## 「桜を見る会」申入れと第三次告発 報告

東京 大山 勇一

### 1 はじめに

本年(二〇二二年)八月二十七日、「桜を見る会」を追及する法律家の会(「法律家の会」は、安倍晋三前首相が関与した「桜を見る会・前夜祭」被疑事件について、以下のとおり、検察庁に徹底捜査の要請を行うとともに、第三次告発を行いましたので報告します。

### 2 検察庁への要請

少し前の話になりますが、法律家の会は、昨年五月二日と同年二月二日に「桜を見る会・前夜祭」におけるホテルへの飲食代の支払いに關して、その不足分補填について安倍氏らの有権者への寄附行為(公職選挙法違反)を問うとともに、収支報告書への不記載について晋和会(安倍氏の資金管理団体)の代表者への安倍氏の選任監督義務違反(政治資金規正法違反)等を問う告発を行いました。そうしたところ、東京地検特捜部は不

当にも、その三日後である同月二十四日に、安倍氏らを不起訴処分としました(安倍氏後援会代表者の配川博之氏のみ略式起訴、罰金)。

しかし、こうした検察庁の怠慢に市民がNOを突きつけました。すなわち、本年七月十五日、東京第一檢察審査会は安倍氏らについて「不起訴不当」との議決を出し、徹底的な捜査を求めました。特に、檢察審査会は、「寄附の成否は、……一部の参加者の供述をもって、参加者全体について寄附を受けた認識に関する判断の目安をつけるのは不十分と言わざるを得ない」とし「被疑者安倍の犯意について、秘書らと被疑者安倍の供述だけでなく、メール等の客観的資料も入手した上で、……認定すべきである」とするなど、限られた供述だけで事足りるとする検察庁の「手抜き捜査」を厳しく断罪しています。

そこで、法律家の会は、検察庁に対して、この議決を真摯に受け止め国民の信頼を得られるよう、客観証拠をもとにした十分な捜査を行うよう

申入れを行いました。とりわけ、二〇一三年から二〇一九年までの延べ四〇〇〇名に対する寄附という前代未聞の規模の不正が堂々と続けられてきたことの重大性を訴えました。

### 3 第三次告発

あわせて、法律家の会のメンバー十四名は、前記の飲食費の補填に使った原資を隠すために、つじつま合わせのために収支報告書に虚偽の訂正をしたとして、安倍氏や元秘書ら計三人を政治資金規正法違反(虚偽記載)の疑いで東京地検特捜部に三度目の告発を行いました。

告発状の概略は以下のとおりです。安倍氏の後援会は、昨年二月に二〇一七から二〇一九年までの三年分の収支報告書を訂正したのですが、その際、前記の補填分の記載が漏れていたとして、毎年の「補填分」を計上しました。そして、その原資は前年度からの「繰越金」を「補填分」だけ増やすことで帳尻を合わせてきました。そうすること、二〇一七年の段階で約六〇〇万円あった「補填分」の繰越金が、二〇一九年にはきれいにゼロになるというわけですが、これが常識的にもおかしいことは誰の目にも明らかです。

安倍氏は、こうした書き換えについて「捜査当局の指導を受けて、……訂正をしている」と述べています。安倍氏の発言は、寄附の原資について、

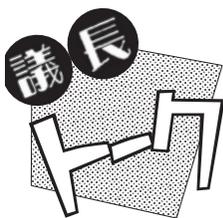
東京地検特捜部と安倍氏との間に癒着・談合があったのではないかと疑念を生じさせます。

#### 4 癒着疑惑を払拭する厳正な捜査を

検察審査会は、議決書の中で、「(安倍氏は)国

民の代表者である自覚を持ち、清廉潔白な政治活動を行い、疑義が生じた際には、きちんと説明責任を果すべきである」と勧告を行っていますが、残念ながら安倍氏に説明を果たす姿勢は見られませんが、安倍氏は、補填の原資について「私のいわ

ば預金からおろしたもの」と述べ、疑惑はますます深まっています。検察庁は、今度こそ、私たちの要請のとおり、強制捜査を含む公正かつ厳正な捜査を断行し、「桜を見る会・前夜祭」被疑事件の真相を究明すべきです。



### 「私の実務修習 (弁護修習)」

私の実務修習の話に戻します。先の「青年法律家」に群馬支部の松井隆司さんの家事分担の記事が出ましたね。「早起きして家事と起案」はマネできない気がしますが、松井さんの方が健康的で合理的です。その松井さんのおられる法律事務所コスモスの開設者が樋口和彦さんで、私の弁護修習先でした(当時は個人事務所)。修習先の希望で「労働事件」と書きましたら配属されました。樋口さんも青法協会員でした。

修習開始にあたり、弁護士会の修習委員長だった大塚武一さんが寄ってきて、「修習中、何か問題が起きたら、すぐに相談するよ」に「と仰いました。樋口さんが思っていることをズバズバ言う方なので、修習生に辛く当たるのではないかと心配していたようです。私が言い返す性格だったこともあり、全く問題はなく、素晴らしい修習になりました。

青法協群馬支部の例会にも参加させてもらいました。と言っても、自由法曹団の会議も一緒でしたし、集会の警備の話もしたりして、「私が聞いていてもいいんですか?」と聞くと、「そのうち、君もやるんだから」と。大らかですね。大塚さんも、高崎、太田、桐生の会員の皆さんも来ていて、会議もそこそこ飲み会になり、ああ、楽しいな。

樋口さんからは、現場に行くことと弁護士の意図に沿う写真撮影報告書を作成することを学びました。交通事故について、当事者の視線や視野を再現してみると、既成の事故報告書のとおりとは限らない、と指導され

ました。「見通しのよい直線道路」とされていても、歩行者が道路脇の街路樹の近くに立つと運転手からはほとんど見えない、など。そのことがわかるように弁護士が立証の意図で写真を撮影して、写真撮影報告書を作るのは重要だと思えます。

今でも、私は、デジタル一眼レフカメラを使用し、状況に応じて広角レンズや望遠レンズを使い分け、露出やコントラストや色合いなどを調整したり、画像の歪みを直したり、と自分で画像を調整します。調整しやすいように、RAW形式で撮影します。その延長でビデオの編集もやります。特養あずみの里の刑事事件でも、現場の再現映像を三方向から撮影し、編集して一つの画面に落とし込むことで、職員が利用者から目を離さずにいたことを立証しました。樋口さんから学んだことが生きているわけです(続く)。

(青法協弁学会同部会議長 上野 格)

## 今後の日程

## 【常任委員会(全国ミーティング)】

\*第3回(冬)

12月 3日(金) ~4日(土) 和歌山

\*第4回(春)

2022年

3月 4日(金) ~5日(土) 高知

## 【第53回定時総会】

2022年

6月25日(土) ~26日(日) 沖縄

## 各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

## 【憲法委員会】

10月18日(月)10時~

## 【修習生委員会】

10月13日(水)10時半~

## 【広報委員会】

10月25日(月)18時~

## お知らせ

当部会も参加するデジタル監視社会に反対する法律家ネットワークが8月25日「デジタル関連6法による監視社会化を防ぎ、個人情報保護を確立するために、必要な法改正と法の適正な運用を求める意見書」を発表しました。詳しくは当部会のHPをご参照ください。

記者会見の様子はYouTubeで視聴いただけます。下記URLまたはQRコードからお入りください。

[https://youtu.be/fpdPQO\\_q1to](https://youtu.be/fpdPQO_q1to)



各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。本部に寄せられた支部の企画も掲載しています。



## 編集後記

▼いつとき、東京は一日、五〇〇〇人を超える新規コロナ感染者を出したが毎号の表紙に世界の子ども写真を掲載している私にとってはそのため海外に出られなくなったことが痛い。▼そこで、これを機にコロナ禍で観光客のめっきり減少した京都を撮影地に選び、赤瀬川原平の『京都、オトナの修学旅行』ではないが、昨年末からこの夏休みにかけての三〇日寺を中心には八八ヶ所まわった。▼オリンピックの本番を前に国立競技場に行き、撮った写真を七月号に載せ「クーベルタンの意見を聞きたい」とキャプションをつけた。▼当日、オリンピックの五輪のモニュメントを背に記念写真を撮る夫婦や恋人たちがいた。なかには愛犬をモデルに撮っている女性もいたが、傍に立つ近代オリンピックの祖・クーベルタンの像に目をくられる者はいない。▼近時、オリンピックはすっかりショービジネス化したのが、無観客にしても強行された東京二〇二〇オリンピックは「選手の手、選手による、選手のためのオリンピック」として世の記憶に残るのではないかと。

(宮本 智)